

熊本県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

平成7年3月28日

本部訓令甲第9号

〔沿革〕 平成13年3月本部訓令甲第6号改正

熊本県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年熊本県警察本部訓令甲第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、熊本県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本隊等の位置）

第2条 鉄道警察隊は、本隊を熊本市に、分駐隊を八代市に置くものとする。

（事件等の処理範囲等）

第3条 規則第4条第1項に規定する現場における初動的な措置の処理範囲及び処理要領については、別に定めるところによる。

（勤務方法）

第4条 隊員の勤務方法は、警ら、警戒警備、警乗及び在所（以下「通常基本勤務」という。）

（警ら）

第5条 警らにおいては、鉄道施設及び線路沿線を巡回し、犯罪の予防及び検挙、危険の防止、市民に対する保護、助言及び指導、少年の補導等を行うとともに、鉄道施設等に係る状況の掌握に当たるものとする。

2 前項の警らは、徒歩又は鉄道警察用無線自動車により行うものとする。

（警戒警備）

第6条 警戒警備においては、改札口、ホーム等の適当な場所に位置して、駅構内における事件、事故等の防止及び鉄道施設の防護に当たるものとする。

（警乗）

第7条 警乗においては、警察本部地域課長（以下「地域課長」という。）の指定に基づき、列車に乗車して犯罪の予防及び検挙、事故の防止、要保護者の発見及び保護等に当たるものとする。

（在所）

第8条 在所においては、本隊又は分駐隊の施設内において、諸願届の受理、書類の作成整理、装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

（勤務制）

第9条 隊員の勤務制は、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第10条 隊員の勤務方法別勤務時間の基準は、別表のとおりとする。

（月間活動計画等）

第11条 地域課長は、鉄道警察活動を効果的に行うため、活動重点、勤務を要する日、その他鉄道警察活動上必要な事項を内容とする月間活動計画及び勤務計画を定めるものとする。

（勤務変更）

第12条 隊長は、地域課長の承認を得て、隊員の勤務方法別勤務時間の割り振り等の変更（以下「勤務変更」という。）を行うことができる。

2 隊員は、勤務変更を行うときは、事前に隊長の指揮を受けなければならない。ただし、事前に指揮を受けるいとまがないときは、事後速やかに、その旨を隊長に報告しなければならない。

（特別勤務）

第13条 隊長は、鉄道施設における公共の安全と秩序の維持のため、通常基本勤務以外の勤務（以下「特別勤務」という。）を行なわせることができる。

2 前条の規定は特別勤務について準用する。

（勤務日の活動重点）

第14条 隊長は、鉄道施設における事件、事故等の発生状況等を勘案して、勤務日ごとの活動重点を隊員に指示するものとする。

（隊員会議）

第15条 地域課長は、鉄道警察隊活動の効率的な運用を図るため、毎月1回以上隊員会議を開くものとする。

（報告）

第16条 隊長は、毎月の活動実績を取りまとめて、地域課長に報告するものとする。

（備付簿冊等）

第17条 鉄道警察隊に備え付ける簿冊等は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月21日本部訓令甲第6号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

隊員の勤務方法別勤務時間の基準

勤務方法 \ 勤務日	勤 務 時 間						休 憩
	警 ら	警戒警備	警 乗	在 所	休 息	合 計	
当 番 日	3時間～ 8時間	2時間～ 3時間	6時間以 内	3時間～ 5時間	1時間	16時間	8時間
日 勤 日	4時間以 内	2時間以 内	6時間以 内	1時間～ 2時間	30分	8時間	45分